

## 長田区地域づくり活動助成に関する要綱

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、区の施策方針に資するまちづくり事業について、区民が自ら企画・提案し、実施する長田の魅力ある地域づくりに関する活動（以下「地域づくり活動」という。）に要する経費の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるとともに、地域づくり活動を通じて、幅広い区民の参画のもと、長田の魅力資源を活用・創造し、魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体（以下「団体」という。）は、企画した活動を終了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織とする。

2 前項の団体については、営利を追求することを主目的とするもの、及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体は除くものとする。

(助成対象活動)

第3条 助成対象となる地域づくり活動は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1)長田区区民まちづくり会議で承認された別に定める活動テーマに適合すること。
- (2)他地域の模範となる新たな活動であり、活動開始から概ね3カ年以下の初動期の活動であること。
- (3)長田区内で実施される活動で、別に定める期間に実施される活動であること。
- (4)営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動のいずれでもないこと。
- (5)神戸市または神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること。
- (6)神戸市のマスタープラン及び区別計画等の基本計画に反する活動でないこと。

(助成金の内容)

第4条 長田区長（以下「区長」という。）は、助成の対象となる優れた地域づくり活動に対して、総活動費の範囲内で、30万円を上限として助成をすることができる。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は直接経費とし、次の各号に掲げるものは、助成の対象から除外する。

- (1)食料費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (2)団体構成員の人件費及び報酬
- (3)備品購入費
- (4)領収書がない等用途が不明のもの
- (5)その他区長が適当と認めないもの

(申請の手続き)

第6条 助成を受けようとする団体は、助成金交付申請書に必要書類を添付して、別に定める募集期間に申請するものとする。

(書面による要件審査)

第7条 区長は、申請案件について、書面による審査を行い、第2条及び第3条各号の要件に明らかに該当しないと認められる場合は、理由を付して、不採択として申請団体に対して通知する。

(公開企画提案会の開催)

第8条 区長は、前条により不採択とならなかった団体に対し、公開企画提案会での提案説明を求めることができる。

(長田区地域づくり審査委員会)

第9条 区長は、申請された活動の企画内容を審査するため、長田区地域づくり審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置することができる。

- 2 審査委員会は、申請書類及び公開企画提案会での提案説明により、活動内容を審査する。
- 3 審査委員会は、公益性・計画性（実現可能性）・効果・先駆性・将来性を総合的に考慮して審査し、支援方法、支援金額についての意見を区長に報告する。

(助成金交付予定額の決定)

第10条 区長は、申請案件について助成の採否及び助成金の予定額を決定し、申請団体に対して通知する。

- 2 前項の場合においては、審査委員会の意見を尊重し、助成金以外で支援できる方法・意見を添えて申請団体に通知する。

3 第1項の場合において、区長は助成金の交付の目的を達するために必要な条件を付することができる。  
(活動の変更等)

第11条 助成の申請団体は、当該申請の内容に変更がある場合には、あらかじめ計画変更申請書を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第12条 第10条第1項の助成金交付予定額通知を受けた団体は、活動終了後、速やかに必要書類を添えて活動報告書を提出するものとする。

2 前項の活動報告書は、長期の活動に限り、出来高に応じて分割して提出できるものとする。

3 区長は、第1項の活動報告書を審査のうえ、助成金の金額を決定し、助成金交付決定額通知書により通知するものとする。但し、区長が必要と認める場合は助成金交付決定額通知書の金額を減額修正することができる。

4 区長は、助成金交付決定額通知を受けた団体から請求書による請求を受けて助成金を支払うものとする。  
(活動報告)

第13条 区長は、採択団体に対し、活動報告会の開催等により活動報告を求めることができる。

(活動の評価・調査等)

第14条 区長は、必要と認めるときは、申請団体に対して、活動の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査等により、活動の評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

(助成金の取消等)

第15条 区長は、助成金の交付または予定額通知若しくは交付決定額通知を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合は、助成金の予定額または交付決定額の一部若しくは全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

- (1) 助成金の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき
- (2) 助成金を助成対象活動以外に使用したとき
- (3) 助成金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき
- (4) 前条の調査または措置要求に従わないとき
- (5) その他区長が助成金を交付するに適しないと認めたとき

(活動報告書の備置き及び閲覧)

第16条 助成金の交付を受けた団体は、第12条第1項に定める活動報告書を、助成金の交付を受けた年度の翌々年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 助成金の交付を受けた団体は、その構成員その他の利害関係人から活動報告書の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は区長が定める。

(施行細目の委任)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。